

平成31年度 新潟市関屋コミュニティハウス事業計画書

団体名	関屋コミュニティハウス管理運営委員会
団体について	関屋地区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成
施設の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な職員研修の実施 ・理事会（年3回）、事務局会議（年2回）の開催
事業提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンの共催（2団体） ・広報紙「コミュニティ関屋」の発行
サービス向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設との情報交換 ・内部研修の実施 ・広報紙の発行（年2回） ・市長・区長への手紙の常設，チラシの設置，ポスターの掲示
要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要望苦情の把握（意見箱の設置，定期利用団体との懇談会の開催） ・中央区地域課への報告 ・要望苦情の記録，反映
予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の無い箇所の電灯の消灯 ・空調の温度管理の適切な実施 ・裏紙の再利用など消耗品の消費抑制
安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な巡回，事故発生時の報告 ・災害対策マニュアルによる安全確保 ・避難所協力 ・災害対応協力 ・消防訓練の実施（年2回）
地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・浜浦・関屋・有明台コミ協に施設提供 ・浜浦・関屋・有明台小学校区内自治会に施設提供 ・浜浦民児協，浜浦社協との事業共催
従事者の雇用・労働条件	<ul style="list-style-type: none"> ・管理人4名（常時1名勤務）3交代制 ・労働関係法令の遵守
個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令例規等の遵守 ・個人情報マニュアルによる取扱 ・内部研修の実施